

## 景観計画(案)の説明会とパブリックコメント募集

市では、より多くの市民の皆さんに柳川市景観計画(案)について理解していただくため、市内6会場で説明会を開催します。また、皆さんからの意見を計画策定の参考にするためにパブリックコメントも募集します。説明会への多数のご出席と、計画(案)により多くのご意見をお寄せいただきますようお願いします。問い合わせは、市まちづくり課(☎77・8552)まで。

### 景観計画(案)説明会のご案内

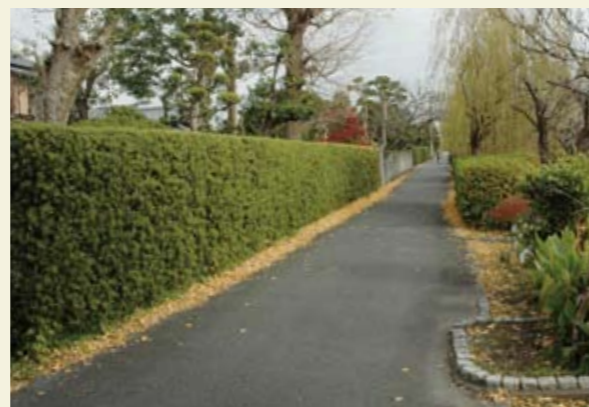
#### ■会場と開催日

会場	開催日
両開公民館 大会議室	1月16日(月)
昭代公民館 大集会室	1月18日(水)
柳川市民会館 第1会議室	1月19日(木)
まほろばやまと 集団指導室	1月20日(金)
蒲池公民館 大ホール	1月24日(火)
三橋公民館 講義室	1月25日(水)

■開会時間 各会場とも午後6時30分から

### パブリックコメント募集のご案内

- 募集内容 「柳川市景観計画」(案)に対する意見
- 意見を提出できる人 ▷市内に住所がある人、通勤・通学している人▷市内に事務所や事業所がある法人、団体など▷市に納税義務がある人
- 募集期間 1月4日(水)～1月31日(火)
- 計画案の閲覧・意見書用紙の配布場所 柳川庁舎(2階まちづくり課まちづくり計画係)、大和庁舎・三橋庁舎(1階市民サービス課)、市立公民館(市内9館)※市のホームページからもダウンロードできます。
- 意見の提出方法 ▷直接持参(柳川庁舎まちづくり課へ)▷郵送(〒832・8601 柳川市本町87番地1、市まちづくり課あて)▷ファクス(℡74・1374 市まちづくり課あて)▷電子メール(machi-40207@city.yanagawa.lg.jp)
- 留意事項 所定の用紙に記入してください。内容について確認する場合があるので、連絡先は必ず記入してください。
- 意見の取り扱い 提出された意見は、その内容とともに市の考え方を示してホームページなどで公表します(住所や名前などの個人情報公表しません)。なお、賛否の結論だけを示したのものや、関係のない意見などは、市の考えを示さない場合があります。



#### 協力していただきたいこと

よりよい景観にするため、道路に面して塀を設けるときは、できるだけ生垣にしてください。また、川下りコース沿いでは、できるだけ汲水場を残し、排水管はできるだけ設けなさい。

協力してもらうことにしています。このほか、すべてのエリアに共通する事項として、建物を建てたり改築したりするときは、周辺の景観に調和することを求め、建物などの色使いに制限を設けることにしています。このため、周囲の自然環境やまち並みの調和を乱す紫系の色を建物の外壁や屋根などに使うことは認めない方針です。そのほかの色は使用できませんが、明るさや鮮やかさについて制限を設けることにしています。また、道路や掘割、河川などに面した場所は、積極的に緑化を求めるところにしています。

景観計画に基づく市民の皆さんや事業者からの届け出は、基準に合っているかを市が審査します。審査の結果、基準を満たしていないものは、計画の変更を促すために助言や指導を行います。大きく景観を損なうおそれがあると判断されるときは、勧告や変更命令が出されることもあります。よりよい景観づくりには市民の皆さんの協力と理解が必要です。今後は、計画についての説明会やパブリックコメントを募集します。皆さんの積極的な参加をお願いします。問い合わせは、市まちづくり課(☎77・8552)まで。

#### 建物の高さ制限

城堀周辺や旧城下町などでは、建築物の高さ制限を設けます。掘割から約20mの範囲では2階建てから3階建てまでとし、それ以外は4階建てから5階建てまでの高さに抑えていただくことになります。



※写真はイメージで実際には存在しません



※写真はイメージで実際には存在しません

#### 建物の色彩に制限

建物を建てたり塗り替えたりするときは、イメージにあるような紫系の色は市内全域で使用できません。周囲の自然景観やまち並みと調和する色合いにする必要があります。

現在、市が策定している景観計画では、市内を3つのエリアに分けて、景観づくりを進めることにしています。そのためのルールとして、まず市民の皆さんが家を建てたり、事業者が開発を行ったりするときは、市に届け出をしていただくことにしています。どんなときに届け出が必要になるかは、エリアによって異なります。3つのエリアの中で城堀からおおよそ20mの範囲の城堀周辺地区では、住宅などの建築物を新築したり、増改築したりするときや、修繕や塗り替えなどで外観が大きく変わる場合は、すべて届け出をしていただく予定です。これは建物だけではなく、塀や柵などの工作物も含まれます。ほかのエリアでは、高さ10m以上の建物や工作物、延べ床面積が500㎡

景観計画では景観を守るためのルールとして、建物の高さやデザイン、色などに規制を設けることにしています。これも市内3つのエリアによってそれぞれ異なります。城堀周辺地区や旧城下町地区、西鉄柳川駅周辺地区の一部には、建築物の高さ制限を設けます。このうち城堀周辺地区では10m未満とし、それ以外は16m未満とします。また、これらの地域のうち、川下りコースに面している場所は、特に景観についての配慮を求めます。エアコンの室外機や温水器などの屋外設備や排水管についても目につくにくい場所に配置したり、囲いを設けるなどして、良好な景観づくりに

# 景観を保つためのルール

景観計画ではどのようなことを守らなくてはいけないのか

#### こんなときに届け出が必要になります

#### 計画で規制されることや協力を願うこと

市が現在策定しようとしている景観計画では、良好な景観をつくるために、法的な拘束力があるルールを、市の全域に設けることにしています。さらに景観重要地区では、建物を建てるときに届け出が必要になったり、高さ規制がかけられたりするなどのルールが設けられます。その主なものを、かいつまんで紹介します。